

令和2年4月30日

市立幼稚園、小・中学校保護者の皆様へ

宇治市教育委員会

宇治市立小中学校・幼稚園の 新型コロナウイルス感染症対策にかかる今後の対応について

4月17日に今後の対応についてお知らせしたところですが、未だ感染収束の見通しが確実にない中、京都府教育委員会からの通知や本市の状況を踏まえ、宇治市新型コロナウイルス感染症対策本部において下記のとおり決定いたしましたので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 臨時休業の延長等について
臨時休業を5月31日（日）までとします。
ただし、状況の変化に伴い休業期間を変更する場合があります。
※臨時休業の延長に伴い、夏季休業期間を短縮します。（期間につきましては検討後、お知らせします）
- 2 休業期間中の対応
 - (1) 学習の確保等
指導計画を踏まえて教科書及び併用できる教材に基づいて家庭で学習できる課題を課します。各校の状況に応じ、家庭訪問や電話等による児童生徒の健康観察や学習状況の確認・指導を行います。なお、今後、状況に応じて登校日（学習相談日）等について検討します。
 - (2) 心のケアに関する相談窓口
ア 学校では担任の先生をはじめ、養護教諭やスクールカウンセラー（SC）等による教育相談を行っています。
イ 相談窓口「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310 なやみいおう）」
ウ 教育支援センター（0774-21-1890 または 1879）
 - (3) 小・中学校の運動場開放について（変更なし）
運動機会の確保のため、各校で時間を設定する等、児童生徒に運動場を開放します。※体育館等の開放は行いません。
 - (4) 小学校の「特例預かり」について（変更なし）

保護者が医療従事者である場合や保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合等、保護者が仕事を休むことが困難な場合などで、原則、育成学級に入級できない等の児童の居場所確保です。

※預かり時間は平日 8:30~12:00 です。

※利用申込書の提出が必要です。

詳細は各学校にお問い合わせください。

※授業、学習指導は行わず、自学自習とします。

※登下校については、保護者が責任を負うものとします。

※教職員の勤務体制も通常時とは異なることをご理解願います。